

(19) 承認特例関係

○ 第3表（承認特例用）

☞ 寄附を受けた法人の区分に応じて、該当する□にレ印を記入してください。

3 寄附財産の明細及び使用目的等

(1) 寄附財産についての確認

次の(2)の寄附財産について、寄附を受けた法人の区分に応じて、該当する□にレ印を記入してください。

- 国立大学法人等 → 寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イに規定する方法（基金に組み入れる方法）により管理することとします。
- 公益社団法人・公益財団法人 → 寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ロ(1)に規定する不可欠特定財産として同号ロ(1)に規定する定款の定めを設けることとします。
 寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ロ(2)に規定する方法（基金に組み入れる方法）により管理することとします。
- 学校法人 → 寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ハに規定する方法（基本金に組み入れる方法）により管理することとします。
- 社会福祉法人 → 寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ニに規定する方法（基本金に組み入れる方法）により管理することとします。
- 認定特定非営利活動法人・特例認定特定非営利活動法人 → 寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ホに規定する方法（基金に組み入れる方法）により管理することとします。

第3表（承認特例用）

(2) 寄附財産の明細及び使用目的等（承認申請の対象となるものについてのみ記入します。）

番 号	種 類	細目（地目・構造、銘柄等）	所 在 地	数 量（面積等）	贈与又は遺贈した財産の価額	贈与又は遺贈した財産の取得年月日	1	2	3	4	5
必 要 経 費	取 得 費	概 算 取 得 費 に よ ら ない 場 合	取得価額・設備費・改良費	②							
			償却費相当額	③							
			差引（②－③）	④							
			概算取得費による場合 （①×5%）	⑤							
			譲渡に要した費用	⑥							
			計（④＋⑥又は⑤＋⑥）	⑦							
			差引金額（①－⑦）	⑧							
共 同 提 出 の 代 表 者 の 場 合		代表者以外の申請者の氏名	/								
		代表者以外の申請者の持分	/								
使 用 目 的 等		使用開始（予定）年月日	/		開始・予定 ・	開始・予定 ・	開始・予定 ・	開始・予定 ・	開始・予定 ・	開始・予定 ・	開始・予定 ・
		使用目的	/								

☞ 一般特例の適用を受けようとする場合の承認申請書第3表の記載例に準じて記載してください（24 ページを参照してください。）。

寄附財産が譲渡された場合には、第3表一付2の所定の事項を記載してください。

イ 記載要領

この表は、承認特例の適用を受けようとする場合に使用します。

(注) 承認特例の適用を受けようとする場合には、12 ページのロ(イ)に記載した承認申請書及び添付書類を提出期限までに提出先税務署へ提出する必要があります。

ロ 申請時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	「種類」欄	譲渡所得、山林所得又は雑所得の基因となる財産ですか。	<input type="checkbox"/>
2	「共同提出の代表者の場合」欄	共同提出の代表者以外の人々の氏名及び各人の持分が記載されていますか（共同提出の代表者以外の人々が持分を有している財産に限ります。）。	<input type="checkbox"/>
3	全項目	記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

ハ 添付書類

	添付を要する場合	書 類	チェック
1	申請書を提出する全ての場合	寄附申込書の写し	<input type="checkbox"/>
2		寄附の申出を受け入れること及び寄附財産について基金若しくは基本金に組み入れること又は不可欠特定財産とすることを決定した旨並びに当該決定に係る事項の記載のある理事会等の議事録の写し（議事録に当該決定に係る財産の種類、所在地、数量、価額などの事項が記載されていない場合は、寄附を受けた法人から交付を受けた当該事項が記載された書類を含みます。）	<input type="checkbox"/>
3		寄附財産を基金に組み入れる方法で管理する場合には、国立大学法人等、公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定NPO法人等の所轄庁が発行した基金の証明書の写し	<input type="checkbox"/>
4		寄附財産の時価を明らかにする書類（不動産鑑定評価書の写し、株式の評価明細書、美術品の鑑定書等の写しなど）	<input type="checkbox"/>
5		取得価額が明らかである場合	寄附財産の取得価額を明らかにする書類（購入時の売買契約書の写し等）
6	寄附財産が土地である場合	寄附を受けた法人に所有権移転登記を行った後の登記事項証明書（農地の場合は農地転用許可書の写しを含みます。）、利用状況を示した公図の写し、地番入り実測図及び住宅案内図（隣接する土地の利用者が記載されたもの）等	<input type="checkbox"/>
7	寄附財産が建物である場合	寄附を受けた法人に所有権移転登記を行った後のその建物の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
8	寄附財産が株式である場合	寄附を受けた法人に名義変更されたことが分かる書類（上場株式の場合は信託銀行等の証明書、非上場株式の場合は株式名簿の写し等）	<input type="checkbox"/>
9	寄附財産が美術品である場合	寄附をした美術品のうち主要なもののカラー写真	<input type="checkbox"/>